


所管部課	総務部職員課	部長	広沢 光政			
件名	東大和市職員の昇任試験等実施規則の一部を改正する規則について		区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則	東大和市職員の給与に関する条例				
	部課機関					
1. 要旨						
1) 改正の要旨						
「主任職昇任選考」について、採用時に年齢が高い職員が、一定の職務経験を積んだうえで、本人の能力及びやる気次第で主任職への昇任が可能となるよう、見直しを図るものである。						
2) 主な改正内容						
<ul style="list-style-type: none"> 主任職昇任選考の応募要件について、「主事職の経験年数」の算定方法を、主事の経験年数3年以上に、東大和市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第4の規定を準用して算定した年数を、経験年数に加算することができることとする。 技能主任職昇任選考についても、同様の取扱いとする。 職務の級の定義について、東大和市職員の給与に関する条例別表第3の等級別基準職務表に定める職務の級をいうこととする。 						
3) 施行日等 公布の日						
4) 影響及び効果						
採用時に年齢が高い職員が、一定の職務経験を積んだうえで、本人の能力及びやる気次第で主任職への昇任時期が早まることで、安定した行政運営が図れる。						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
平成29年9月28日 職員組合から同意書受理 文書課審査済						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。